

介護保険利用者負担軽減・支援活動Q & A【Vol. 1】

2005年9月20日：発行

奈良民医連：高齢者医療福祉委員会編

県連高齢者医療福祉委員会では、利用者の介護受給権を守り、経営を守る日々の福祉実践の中で直面している問題点や活用可能な新たな成果を支援活動に携わる皆さんに情報提供するため、この支援活動Q & Aを発行しました。

従って制度上の行政判断をまとめた公的な解釈事例集ではなく、あくまで各事業所の実践の中で確認してきた内容を集約した内部文書ですから、決して支援活動Q & Aを行政担当者等に問題解決の根拠として直接示すなどの扱いをしないようご注意の上、奈良民医連減免制度リーフとあわせて実践的に活用下さい。

活用にあたっては参考資料とすることを理解いただくとともに、今後も支援活動の水準向上のため、積極的に情報提供して行きたいと考えていますので、直面している問題点や活用可能な新たな成果をぜひ県連あてに報告下さい。

(このQ & Aは、現在の高齢者介護福祉委員会の理論的到達点に過ぎませんから、誤りなどがあればご指摘下さい。随時、補強訂正いたします。)

【世帯分離と負担限度額認定申請手続関係】

Q 1：施設入所者が「世帯分離」できるのは分かるのですが、在宅利用者が住民税課税世帯である子供と同居の場合に、そんなに簡単に「世帯分離」ができるのでしょうか？

A 1：おそらく生活保護制度上の「世帯分離」の制限や「扶養」の問題(Q 4, Q 5：参照)と憲法で認められている居住、家族の自由及びそれにもとづく住民基本台帳法で規定されている「世帯変更届」による世帯分離手続きなどを混同して捉えられているのではないのでしょうか。

結論から言えば、同居のままであっても、どのような「世帯(家族の生計関係)」とするか、「世帯変更届(世帯分離)」は何ら制限をうけず、自由に行えます。

むしろ施設に転居すると銀行預金等の届出住所変更など必要ですが、在宅・同居の場合、それらの手続きの必要がない分、容易とも言えます。

いずれの場合も健康保険の扶養に入っている場合を除き、新たに国民健康保険手続きが必要です(Q 4：参照)。

尚、住所、世帯をどうするかというのは、すぐれて人権、市民的自由の問題であり、封建的「家」制度を否定した日本国憲法第22条、第24条に保障されています。第25条のように「プログラム規定」などという解釈議論の余地のない、行政(国家権力)が介入できないことが明快な人権規定といえます。

【憲法】

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

(略)

第 24 条 (略)

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

従って課税や健康保険制度の基礎となる「世帯」をどのように構成しなさいという法的規制は基本的にあってはならないため、世帯の考えについて法的根拠を調べても見あたりません。

唯一根拠となるのは、「住民基本台帳法」の「世帯変更届」について定めた「第 25 条 ……その属する世帯又はその世帯主に変更があった者(政令で定める者を除く。)は、その変更があった日から十四日以内に、その氏名、変更があった事項及び変更があった年月日を市町村長に届け出なければならない。」という規定です。施設入所者で注意が必要なのは「変更があった日」とは入所日ではなく、「世帯を分離しよう」と決めた日だということです。

入所日としてもよいのですが、変更届の日が入所日から 14 日以上過ぎていると窓口で「違反」云々されます。

その「世帯変更届」による世帯分離について行政の実際の取り扱いは、例えば浜松市のHPでは「・息子世帯と生計を分けたい。・親子、兄弟ではあるが、生計は別のため分けたいなど。」と自由意志によることを親切に解説してくれています。参考まで下記URLをご覧ください。

http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/lifeindex/life_event/move/setaihennkou.htm

尚、奈良民医連減免制度リーフ 2 P に「もし世帯が別々ならば負担が下がるケースも」の解説で「病院でも 1 年以上入院なら病院に住所があるとされます」とありますが、昭和 46 年 3 月 31 日付自治振第 123 号自治省行政局振興課長通知「住民基本台帳法の質疑応答について」の内容にもとづくもので、施設入所の場合は、夫婦であっても当然に別世帯ととらえる行政解釈があることを紹介したものです。

しかし一部には「入院・入所だけが在宅・同居の親子の世帯分離の理由となる」との重大な誤解が生じています。ぜひとも正確な理解をお願いします。

Q 2 : 現在、課税世帯であるため、負担限度額認定申請が出来ない方も、世帯分離がそんなに簡単にできるなら非課税世帯に変更後、認定申請をした方がよいのでは？

A 2 : 貴見のとおり。

負担限度額認定申請の世帯状況は申請日の状況により認定され、申請日の月の初日に遡及するので、世帯分離後、月の途中であっても申請すればよいでしょう。

ただし、申請する場合は、当月の負担段階の混乱をさけるため、利用施設に負担限度額認定申請中である旨、連絡しておく必要があります。

尚、高額介護サービス費支給額は月の初日で判定されます。

Q 3 : 世帯変更(世帯分離)により、国民健康保険の単独加入となると、どれ位の保険料負担となりますか?その他どんな新たな不利益、経済負担がありますか?

A 3 : 自治体により保険料は異なるので、一概には言えませんが、単身で課税年金 150 万円程度ですと奈良市の保険料は所得割額がなく、資産割がなければ月額 1400 円程度です。現在、子供が世帯主である国保に加入している場合ですと、分離すれば現世帯主の国保料の均等割額は減額されます。

「国民健康保険料」の計算式は各自治体のHPに大抵載っていますから詳細は確認下さい。

その他、税金面で世帯分離後、高齢者本人が確定申告をする必要がある場合（課税年金収入 155 万円～158 万円の人 * 158 万円を超えると扶養になれない）、従前の扶養者が申告時に使っていた扶養控除が受けられなくなります。詳しくはQ 4 及びQ 7 を参照下さい。

扶養者が勤務先から家族手当（扶養手当）の支給がある方は、受けられなくなる事もあるので確認下さい。

Q 4 ; 初歩的な質問ですが、「扶養」ってなんですか？

A 4 : 扶養には、「税金の扶養」と「健康保険の扶養」とがあり、その要件はそれぞれ異なります。ですから、健康保険の扶養になれても税金の扶養になれない場合もあります。

また、健康保険の扶養になっていないからといって、税金の扶養になれないとは限りません。「税金の扶養」と「健康保険の扶養」はまったく別のものとして考えてください。

「税金の扶養」とは、税金を計算する上で扶養控除が受けられることを指します。

そのためには次のすべての要件を満たす必要があります。

（扶養になれる要件）

年間の所得が 38 万円以下（課税年金収入のみなら 158 万円以下）である。

他の人の扶養になっていない。

扶養控除を受ける人（扶養者）とは親族関係にある。

扶養控除を受ける人と生計を一にしている。

『「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることを要件とするものでもありませんから、例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、医療費等を送金している場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は「生計を一にする」ものとして取り扱われます。（国税庁タックスアンサーより）

この国税庁の見解にも明らかなように、「生計を一にする」との概念は、曖昧で、法令上、扶養の事実証明を求めることもできません。

扶養者の収入によりますが、おおむね控除額の 2 割以内が所得税・地方税あわせた実際の節税効果です。積極的に活用すべきと考えます。

「健康保険の扶養」は、通常は年収が 130 万円を超えているかどうかで見ます。

ただし、健康保険の扶養の要件は、加入する保険組合によって若干異なることがありますので、勤め先に問い合わせしてもらう必要があります。

尚、国民健康保険の加入は世帯ごとで行い、世帯主がその届け出をしますが、各人が加入者で「扶養」という考えはありません。（A 3）のとおり世帯人数（被保険者数）に応じて均等割額があります。

Q 5 : 世帯分離はやはり気が引けます。親子には扶養義務があるとも聞きましたが・・・

A 5 : 確かに親族間の扶養義務は民法第 877 条以下に規定されていますが、判例通説によれば、夫婦・未成年の子に対する扶養義務は高度なもの(生活保持義務 = 一皿の飯をも分け与える生活関係)とされ、成年同士の親子の場合を含むその他の親族間の扶養義務は低度(生活扶助義務 = 「ゆとり」の範囲で自己の生活を犠牲にしてまで与えることを要しない程度のもの)とされています。この扶養義務により「世帯」構成が「自動的に決まる」訳ではありません(Q 1 参照)。

少子高齢化、核家族化社会が進む中で親族間の扶養は一層困難となり、社会的扶養と社会的介護の必要性は必然的に高まっています。少なくとも福祉従事者は「親子関係のあるべき姿」を押しつけることなく、様々な制度活用のため、必要な情報知識の提供につとめるべきであると考えます。

さらに今回の介護保険改定は、「生活扶助義務」の範囲を超えた負担転嫁であり、家族の支えを含み資産とする「日本型福祉」は、家族という支え手を失い、その姿を消すこととなります。皮肉にも福祉基礎構造改革路線の強化により、一層、社会的扶養・介護要求が強まり、今までにない「自立的」な家族関係・扶養関係が広く生まれようとしていることを見落としてはならないと考えます。

【減額制度の活用関係その他】

Q 6 : 境界層措置の基準がよくわかりません。社会福祉法人減額制度との適用前後関係は？

A 6 : 9 月 9 日奈良市保護課とこがねの里との協議で施設利用者については、本人の収入から利用者負担、保険料、医療費を差し引いて月 2 万円(生活保護の施設入所者基本生活費 9,890 円と入所者加算 9,890 円の合計)が残らない人が境界層適用基準であることを確認しました。

したがって第 3 段階でも最低生活費はユニット型個室で 143 万円、従来型でも 95 万円以下の年金収入ですと確実に境界層措置適用になると想定されるので、積極的な活用が必要です。

政府も 8 月 24 日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡で「境界層増加が見込まれる」ことを認めています。

こがねの里では入所者の 3 割が対象となると試算していますが、県連でも給付限度額を使い切る在宅利用者も含め、集団申請等のとりくみを検討します。

尚、社福減額と境界層措置との適用前後関係に対して国は「統一的な扱いを示すことは困難」との見解ですが、8 月 18 日奈良県長寿社会課企画係からこがねの里に対して「生活保護制度には社福減免を優先適用して控除するとの規定はないから境界層措置が優先する」との明確な口頭回答がありました。

境界層措置(生活保護)手続や、社福減額手続では、「扶養」関係が調査対象になります。同居でない場合は、(A 5)のとおり「ゆとり」の範囲で「扶助」可能か、記載すれば足ります。

Q 7 : 課税年金と非課税年金の違いや高齢者税制改悪の内容がよくわかりません。

A 7 : 年金の種類は多数ありますが、課税年金は、老齢厚生年金、老齢基礎年金、退職共済年金などが代表的なもので、「年金受給者が年金掛金を納付」してきたことにより、給付される分と考えられます。

それ以外に年金制度を補完する性格のものである「障害年金」「遺族年金」などが非課税です。正確には社会保険事務所に確認下さい。

なぜ課税年金と非課税年金の区別が重要になるのかと言うと、負担段階認定の際、市町村で課税情報により判定するからです。たとえば、年金収入合計 80 万円を超えていても、その内非課税年金分は差し引いて課税年金分が 80 万円以下であれば、第 3 段階ではなく第 2 段階と認定されます。

支援実践上の問題となるのは、住民税課税世帯に属している高齢者の年金の課税・非課税を見極めず、「年金が 266 万円（正確には 2,666,667 円）を超えているから」と世帯分離・認定申請手続きを諦める人を出さないことです。

また「年金から所得税が源泉徴収されている」とことと住民税非課税に該当するか否かは別問題であることも理解することが大切です。

税制度、特に「住民税非課税」を判定する難解な地方税制度について正確に理解することは大変です。各地の学習会などのなかでも『税制改革で「配偶者特別控除」「老年者控除」が廃止となりました。このため、今まで市町村民税が非課税だった方（世帯）のなかで、課税対象となる人が少なくありません』とか「障害年金や遺族年金も課税対象に」などという誤解を招く見解が出されています。

これらの誤った認識を改めなければ「税制改悪がやられたのでしかたない」とのあきらめを生み、現行制度を徹底活用した介護受給権を守る闘いに対応をすすめる上で重大な障害となります。

県連では、税理士など専門家をまじえて分析・研究をすすめた結果、現行制度を有効活用すれば来年度も多くの高齢者を課税・ホテルコスト全額負担“地獄”から救済することができることを解明しました。

詳細研究資料は県連までお問い合わせ下さい。

理解すべきポイントとキーワードは以下のとおりです。

（来年度からなぜ高齢者非課税世帯が課税世帯となるのか）

課税年金控除の最低保障額の改悪 140 万円から 120 万円に引き下げ

地方税法 24 条の 5（県民税）・第 295 条（市民税）の改悪 65 歳以上に認められていた所得 125 万円まで均等割税を含めての非課税措置の廃止

この 2 つの改悪により、今まで 65 歳以上の年金生活者に一律保障されていた住民税非課税基準 266 万円が、何もしなければ来年度から独身 155 万円、夫婦 212 万円にまで引き下げられたことが改悪のポイントです。

（救済方法は）

救済の取り組みのポイントは、改悪された地方税法 24 条の 5・第 295 条には、「障害者」と「寡婦（夫）* 配偶者と死別・離婚した人」については、所得 125 万円までの非課税措置が残されており、これを活用すれば 245 万円まで非課税世帯になるということです。

方法は年内に「身障手帳」をとるか奈良市で「障害者控除対象者認定証明」を年内にとりつけ来年に確定申告手続きを行うことです。寡婦（夫）は申告だけで証明などは不要です。

この申告運動の目的は、税制改悪で課税世帯となる人を非課税世帯にとどめ、減額制度の適用を可能にすることですが、課税世帯にとっても障害者控除等による納税額軽減のメリットがあります（Q 4：参照）。

Q 8：奈良民医連減免制度リーフでも呼びかけている来年度の「障害者控除手続きによる住民税非課税

措置の活用」は大変です。「激変緩和措置」があるから無理しなくてもよいのでは？

A 8：確かに「障害者控除手続きによる住民税非課税措置の活用」は、身障手帳ないし「障害者控除対象者認定証明」を年内に取り付け、今まで納税申告など経験のない高齢者を多数組織する運動は、かつてないとりくみです。

しかし、税制と介護保険の両方にまたがる複雑な内容を理解し、適切な対応をしなければ、利用者に過酷な負担となってしまうたくらみをはね返し、介護受給権を守るたたかいの中心を担えるのは民医連事業所しかありません。「激変緩和措置」は来年度の過酷な負担増をおおいかくすものでしかありません。

「激変緩和措置」は245万円超266万円以下の方のみに適用されるべきものです。245万円以下の方については、本来現行制度を活用すれば第4段階になることは、夫婦の場合をのぞきあり得ないのですから、極力、課税とならないよう救済しなければなりません。

また第4段階の社会福祉法人減免額は大変な法人負担となりますし、その他非課税世帯の様々なメリット（税負担、保険料、高額療養費、食事療養費等）が享受できません。

ぜひとも多くの団体、市民を巻き込んだ大運動として展開しましょう。

以上